

平成23年度老人保健福祉関係予算概算要求の概要

— 老 健 局 —

(22年度予算額) (23年度概算要求)
老人保健福祉関係予算 2兆1,966億円 → 2兆3,202億円

*
老健局計上経費 1兆7,785億円 → 1兆8,716億円

*他局計上分(2号保険料国庫負担金等)を除いた額である。

【主要事項】

I 地域包括ケアの推進

187億円

(1) 24時間地域巡回型訪問サービス、家族介護者支援(レスパイトケア)等の推進(新規) 128億円

① お泊まりデイサービスの基盤整備 100億円

平成24年度の介護保険制度の見直しに当たり、デイサービスセンター等を活用した延長・宿泊サービス(お泊まりデイサービス)の実施に係る基盤の整備を行い、家族介護者の負担軽減を図るための家族介護者支援を推進する。(全国8,000床)

② 24時間地域巡回型訪問サービス事業等の推進 28億円

高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を継続できる社会の構築のため、24時間地域巡回型訪問サービスを実施するとともに、これらのサービスや既存の介護・医療等のサービスをインフォーマルサービスとも連携しながら継続的・包括的に提供していくための調整や住民参加型サービスを推進するための事業を総合的に実施する。

(2) 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(仮称)の実施(新規) 21億円

特別養護老人ホーム、障害者(児)施設等において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等の養成を支援する。

(3) 認知症の方の暮らしを守るための施策の推進 38億円

- ① 市民後見人（弁護士、司法書士等の専門職以外の第三者による後見人）の養成を支援するなど、地域における市民後見活動の仕組みづくりの推進を図る。
- ② 認知症コーディネーターによる医療と介護サービス等の連携を強化するとともに、認知症ケアの支援体制を構築するための事業を実施し、市町村圏域等における認知症施策を更に推進する。
- ③ 認知症高齢者の徘徊に対応するために、警察や交通機関等を含め、市民が幅広く参加する徘徊高齢者の捜索・発見・通報・保護のためのネットワークづくりを進める。

Ⅱ 安定的な介護保険制度の運営

2兆2,597億円

(1) 介護給付に対する国の負担等

2兆1,895億円

介護保険制度を着実に実施するため、介護給付等の実施に必要な額を確保する。

○ 介護給付費負担金

1兆3,649億円

各市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の20%を負担。

(施設等給付費(※)においては、15%を負担)

※ 施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護保険施設及び特定施設に係る介護給付費。

○ 調整交付金

3,834億円

全市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の5%を負担。

(各市町村間の75歳以上の高齢者割合等に応じて調整)

○ 財政安定化基金負担金

6億円

都道府県が設置する財政安定化基金に対し、国がその3分の1を負担。

○ 2号保険料国庫負担金

4,406億円

(2) 地域支援事業の着実な実施

703億円

要支援・要介護状態になる前から介護予防サービスを提供し、効果的な介護予防システムを確立するとともに、地域の総合相談、権利擁護事業、介護給付等費用適正化事業等を行う。

Ⅲ 地域における介護基盤の整備

265億円

(1) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）

の交付

250億円

(I(1)①を除いた額)

○ 認知症高齢者グループホーム等防災補強等支援事業（新規）

既存の地域密着型施設に対する老朽化に伴う修繕及び地震等防災対策上必要な補強改修等、既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修に係る費用を支援する。

○ 既存小規模福祉施設スプリンクラー整備事業の推進

消防法施行令の改正に伴い、スプリンクラー設置が義務付けられた認知症高齢者グループホーム等小規模福祉施設等に対し、スプリンクラー設置に係る費用を支援し、小規模福祉施設入居者の安全を確保する。

(2) 地域介護・福祉空間整備推進交付金（ソフト交付金）の交付

15億円

地域における介護サービス基盤の実効的な整備を図るために必要な設備やシステムに要する経費などに対し、助成を行う。

（ 地域密着型サービスの基盤整備については、21年度補正予算（第1号）に23年度までに必要な経費を計上。（5ページ【参考】の2を参照） ）

IV その他主要事項

- 福祉用具・介護ロボットの実用化の支援（新規） 2億円
福祉用具や介護ロボット等の実用化を支援するため、試作段階にある当該機器等に対する臨床的評価及び介護保険施設等におけるモニター調査の機会を提供する。
- 介護報酬改定等に伴うシステム改修経費（新規） 30億円
平成24年度介護報酬改定等に伴う保険者（市町村等）システム、都道府県システム及び国民健康保険団体連合会の「介護保険審査支払等システム」のプログラム修正等を支援する。
- 介護保険総合データベース構築等事業（新規） 0.5億円
被保険者の心身の状態（要介護認定データ）と介護保険サービスの利用状況データ等との関連を分析し、介護保険制度の見直しや介護報酬改定等に活用するためのデータベースを構築する。
- 介護給付適正化推進特別事業（仮称）（新規） 0.9億円
都道府県及び保険者等が行う介護給付費適正化関連事業の一層の推進を図る。
- 低所得者への配慮 13億円
社会福祉法人による利用者負担軽減措置の取り組みを推進するなど、低所得者への配慮を行う。
- 訪問看護の充実 2億円
小規模訪問看護事業所の経営の安定化を図るため、請求事務や相談業務の共同化等を行う訪問看護支援事業を引き続き実施し、在宅療養の充実を図る。
- 第24回全国健康福祉祭くまもと大会事業費 0.9億円

【参考】 平成21年度補正予算（第1号）の概要 ※平成23年度まで

- | | |
|-------------|---------|
| 1 介護職員の処遇改善 | 3,975億円 |
|-------------|---------|
- 介護職員の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要に応えるため、平成21年度の介護報酬改定（+3.0%）に加えて、介護職員の賃金の確実な引上げなど介護職員の処遇改善に取り組む事業者に助成する。
- | | |
|--------------|---------|
| 2 介護基盤の緊急整備等 | 3,294億円 |
|--------------|---------|
- (1) 介護基盤の緊急整備等 2,495億円
- 地域の介護ニーズに対応するため、新たに施設整備交付金（ハード交付金）を拡充するための基金を設置するなどにより、特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等を緊急に整備する。
- また、消防法施行令の改正により、平成21年4月から新たにスプリンクラーの設置が義務付けられた既存の広域型特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等に対して助成を行い、スプリンクラー整備の促進を図る。
- (2) 施設の開設準備経費等についての支援 799億円
- 特別養護老人ホーム等の円滑な開所のため、開設準備に要する経費について助成を行う。また、大都市部等における施設用地確保の負担軽減を図るため、定期借地権設定により用地を確保する場合の一時金に対する助成を行う。
- | | |
|----------------------------|--|
| 3 福祉・介護人材の資格取得等のキャリアアップ支援等 | |
|----------------------------|--|
- (1) 現任介護職員等の研修支援
- 現任の介護職員等を外部研修等に派遣する場合に、代替職員の確保に必要な経費を助成する〔緊急雇用創出事業の内数〕。
- (2) 地域における相談支援体制の整備
- 地域包括支援センター等の機能を強化するため、事務職員や認知症の連携担当職員を配置する〔緊急雇用創出事業の内数〕。